



SOFTIC判例ゼミ2022（第1回）

『弁護士懲戒請求書事件』
（知財高判令和3年12月22日）

発表 2022年6月24日

（改 2022年7月15日）

担当：大熊 裕司・ガニング麗奈

はじめに

- 概要
- 事案の説明
- 審理経緯と争点
- 著作権に係る争点とそれらの判決概要
- 知財高裁判旨
- 議論

概要

- 原告X（懲戒請求者）が弁護士会に提出した被告Y1（対象弁護士）に対する懲戒請求書を、Y1によりブログで公開され（ただし、リンクを張る形式で公開されていた）、氏名を明らかにされて反論されたXが、Y1を著作権（公衆送信権）侵害、公表権侵害、プライバシー侵害を理由ブログ記事の削除及び損害賠償を請求した事件。
- 原審では、公表権侵害については原告に権利濫用があるとされたが、公衆送信権侵害については権利濫用が認められず、公衆送信権侵害に基づいて、ブログ記事の削除が認められた。ただし、公衆送信権侵害に関する財産的損害及びプライバシー侵害は否定され、損害賠償については認められなかった。
- これに対して、X、Y1の双方が控訴した。控訴審は、原審で認められなかったY1の主張を認め、公衆送信権侵害についてもXに権利濫用があるとし、原告の請求はすべて棄却される結論となった。なお、本件については、上告受理申立てがされたが、不受理決定がなされた。
- なお、第一審判決後、Xからの請求により、当該ブログ記事は、Y1が不同意であるにもかかわらず、プロバイダによって削除されている。

事案の説明

X		Y1
背景		弁護人を務めていたAの保釈中の密出国事件
令和2年1月4日		自身ブログで前記事件についてコメント「 本件記事 1 」
令和2年1月7日	Aの密出国に関する「本件記事 1」におけるY1の発言に対する批判から懲戒請求	
令和2年1月17日	Y1が懲戒請求された旨の新聞社ニュースサイトでの報道（Xが自らリーク）	
令和2年2月4日		自身のブログでXへ反論。反論文を記載するとともに、Xの懲戒請求書のうち、Xの住所の一部及び電話番号を墨塗りしたPDFファイルをリンク「 記載 2 」
令和2年2月20日	XがY1を提訴【 本件 】	

- 本件提訴後、Y1の代理人Y2が自身のブログで第1事件に触れ、「本件記事 1」のリンクを張ったことに対し、XはY2も提訴した。
- 懲戒請求制度とは（[日本弁護士連合会HP](#)参照）
弁護士等に対する懲戒の請求は、事件の依頼者や相手方などの関係者に限らず誰でもでき、対象弁護士等の所属弁護士会に請求する（弁護士法58条）
弁護士会は綱紀委員会を通じ、懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当かどうかについて議決する。

本件訴訟での争点

	第一審	知財高裁
請求	X：「本件記事1」及び「記載2」の削除及び損害賠償	X・Y1の双方が控訴
争点	<ol style="list-style-type: none">1. 本件懲戒請求書の著作物性（争点1-1）2. 本件懲戒請求書の公表の有無（争点1-2）3. 引用の適法性（争点1-3）4. 権利濫用の成否（争点1-4）5. プライバシー権侵害の有無（争点2）6. 本件記事3の掲載の不法行為性（争点3）7. 原告に生じた損害の有無及び額（争点4）	本判例ゼミでは、1～4のみ検討する。
判決	<ol style="list-style-type: none">1 Y1は、別紙記事目録記載1(1)のブログに掲載されている同記載2(1)イのファイルを削除せよ。2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。	Y1からの控訴を認容。原判決主文第1項が取消され（その部分に係るXの請求棄却）、Xの本件控訴は棄却された。

著作権法条文

■ 著作権

(目的)

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、**これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること**を目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 **思想又は感情を創作的に表現したもの**であつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
(略)
- 2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

著作権法条文

■ 著作権

（著作物の公表）

第四条 著作物は、発行され、又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。以下同じ。）を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（略）において、公表されたものとする。

2 著作物は、第二十三条第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、公表されたものとみなす。

（引用）

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

（公衆送信権等）

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

著作権法条文

■ 著作者人格権

(著作者の権利)

第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

(公表権)

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

(氏名表示権)

第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。

著作権に係る争点とそれらの判決概要

争点	第一審	知財高裁
本件懲戒請求書の著作物性	著作物性あり	著作物性あり
本件懲戒請求書の公表の有無	公表に当たらない	公表に当たらない
引用の適法性	適法な引用ではない	適法な引用ではない
権利濫用の成否		
【公表権に基づく請求】	権利濫用である	<u>権利濫用である</u>
【公衆送信権に基づく請求】	権利濫用ではない	<u>権利濫用である</u>

知財高裁判旨 1

■ 本件懲戒請求書の著作物性

● 懲戒請求の理由

「その内容が一義的かつ形式的に定まるものではなく、・・・その構成や論旨の展開には作成者であるXの工夫が見られ、その個性が表出しているといえることができる。」

● 懲戒請求の理由における記載内容

「本件懲戒請求書には単に懲戒理由となる事実関係が記載されているにとどまらず、・・・その表現内容・方法等には作成者であるXの個性が発揮されているといえることができる。」

● 「**本件懲戒請求書は、Xの思想又は感情を創作的に表現したものであって、著作権法2条1項1号に規定する『著作物』に該当する**」というべきである。」

※関連裁判（東京地判令和3年7月16日）

裁判所から送達された訴状を、被告がブログで公開（訴状のデータファイルへのリンクを張った）して、反論をしたことについて、原告代理人が公衆送信権侵害、公表権侵害を理由に損害賠償を請求した事案で、公表権侵害を理由に、2万円の損害賠償が認められた。ただし、被告は、訴状の著作物性を争わなかった。

なお、訴状を陳述後であれば、著作権法40条1項により自由な利用が可能であったが、本裁判例の事案では、第1回口頭弁論期日で訴状が陳述される前に、被告がブログで訴状を公開した事案であった。

知財高裁判旨 2

■ 本件懲戒請求書の公表の有無

● 条文再掲

(公表権)

第18条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。（以下略）

(著作物の公表)

第4条 著作物は、発行され、又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者・・・によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合・・・において、公表されたものとする。（以下略）

● 弁護士会に提出されたことについて：

「同請求書は同弁護士会における非公開の懲戒手続に使用されるにすぎず、その手続の性質上、同請求書にアクセスすることができるのは、**同手続に関与する同弁護士会の関係者に限られると解するのが相当**である。そうすると、その提出をもって、本件懲戒請求書が『**発行**』（同法3条）され、又は、『**上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示**』された**ということとはできない。**」

● 産経新聞社に提供されたことについて：

「本件産経記事で引用されたのは、本件懲戒請求書のごく一部にとどまり、後記・・・のとおり、**当該引用部分が本件懲戒請求書の主要な部分であるということもできないことに照らすと、本件産経記事における上記引用によって、本件懲戒請求書が公表されたということとはできない**」

「本件懲戒請求書はその全部が不可分一体の関係にあるものではなく、公表された範囲もごく一部にとどまる・・・本件懲戒請求書の一部の内容が本件産経記事に引用される形で公衆の認識し得るところになったとしても、当該請求書が公表されたということとはできない。

知財高裁判旨 3

■ 引用の適法性

「著作権法32条1項は、『公表された著作物は、引用して利用することができる。』と定め、引用の対象となる著作物の公表を、適法な引用の要件とするところ、・・・原判決の説示するとおり、本件懲戒請求書は、公表されたものと認めることはできないから、・・・**引用の対象となる著作物が公表されていない以上、同項該当性を認めることはできない**」

➡なお、Y1は、本件懲戒請求書が公表された著作物に該当しなかったとしても、著作権法32条1項該当性を認めるべきであると主要したが、知財高裁は、同条項は著作権の個別的制限規定であるから同条項の文言に反してその適用要件を緩和することは相当でなく、引用の対象となる著作物が公表されていない以上、同項該当性を認めることはできないと判示した。

知財高裁判旨 4

■ 権利濫用の成否

① 公衆送信権および公表権により保護されるべきXの利益について

ア 本件懲戒請求書の性質・内容：

「本件懲戒請求の趣旨・理由等を記載したものであって、利用者に鑑賞してもらうことを意図して創作されたものではないから、それによって財産的利益を得ることを目的とするものとは認められず、その表現も、懲戒請求の内容を事務的に伝えるものにすぎないから、全体として、著作物であることを基礎づける創作性があることは否定できないとしても、**独創性の高い表現による高度の創作性を備えるものではない。**」

イ X自身の行動およびその影響：

「Xは、産経新聞社に対し、本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を提供し、それに基づいて、本件懲戒請求書の一部を引用した本件産経記事が産経新聞のニュースサイトに掲載され、その結果、・・・Y1が、ブログにより、本件懲戒請求書に記載された懲戒請求の理由及び本件産経記事の内容に対して**反論しなければならない状況を自ら生じさせたもの**ということができる。」

ウ 保護されるべきXの利益：

「Xは、本件懲戒請求書に関して、公衆送信権により保護されるべき利益として、公衆送信されないことに対する財産的利益を有しており、公表権により保護されるべき利益として、公表されないことに対する人格的利益を有していたものと認められる。しかし、本件懲戒請求書の性質・内容・・・を考慮すると、**Xが本件懲戒請求書に関して有する財産的利益及び人格的利益は、もともとそれほど大きなものとはいえない**上、X自身の行動及びその影響・・・を考慮すると、保護されるべきXの上記利益は、**X自身の自発的な行動により、少なくとも産経新聞のニュースサイトに本件産経記事が掲載された時以降は、相当程度減少していたものと認めるのが相当である。**」

知財高裁判旨 4

■ 権利濫用の成否

② Y 1による本件記事1と本件リンクの目的について

「XがY 1に対する懲戒請求をしたことに加え、Xが本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を自ら産経新聞社に提供したため、・・・**広く公衆の知るところになった**のであるから、Y 1が、公衆によるアクセスが可能なブログに反論文である本件記事1を掲載し、本件懲戒請求に理由のないことを示し、**弁護士としての信用や名譽の低下を防ぐ手段を講じることは当然に必要であった**というべきである。したがって、**本件記事1を作成、公表し、本件リンクを張ることについて、その目的は正当であった**」

知財高裁判旨 4

■ 権利濫用の成否

③ 本件リンクによる引用の態様の相当性について

- ア 「Xが自ら産経新聞社に本件懲戒請求書又はその内容を提供し、産経新聞のニュースサイトに本件産経記事が掲載されたため、Y1は、弁護士としての信用及び名誉の低下を防ぐために、**ブログに反論文である本件記事1を掲載し、懲戒請求に理由のないことを示すことが必要**となった。」
- イ 「Y1は、本件記事1に本件懲戒請求書自体を直接掲載するのではなく、**本件懲戒請求書のPDFファイルに本件リンクを張ることによって本件懲戒請求書を引用**しており、本件懲戒請求書が、本件記事1を見る者全ての目に直ちに触れるものでなく、本件懲戒請求書の全文を確認することを望む者が本件懲戒請求書を閲覧できるように工夫しており、**本件懲戒請求書が必要な限りで開示されるような方策をとっている**ということが出来る。」
- ウ 「本件記事1は、本件懲戒請求書とは明確に区別されており、本件懲戒請求に理由のないことを詳細に論じるものであって、その反論の前提として本件懲戒請求書が引用されていることは明らかであり、**仮に主従関係を考えるとすれば、本件記事1が主であり、本件懲戒請求書はその前提として従たる位置づけを有する**にとどまる。」
- エ 「Xが本件懲戒請求書に関して有する、**公衆送信権により保護されるべき財産的利益、公表権により保護されるべき人格的利益は、もともとそれほど大きなものとはいえない上、X自らの行動により、相当程度減少していたから、本件懲戒請求書の全部が引用されることによりXの被る不利益も相当程度減少していたと認められるばかりか、Xは、自らの行為により、本件懲戒請求書又はその内容を産経新聞社に提供し、本件産経記事の産経新聞のニュースサイトへの掲載を招来したものであり、Xの上記行為は、本件懲戒請求があったこと及び本件懲戒請求書の内容を世間に公にするという点において、Y1の弁護士としての信用及び名誉に関して非常に大きな影響を与えるものであったと認められる。**」
- オ 「以上の点を考慮するならば、**Y1が、本件リンクを張ることによって本件懲戒請求書の全文を引用したことは、Xが自ら産経新聞社に本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を提供して本件産経記事が産経新聞のニュースサイトに掲載されたことなどの本件事案における個別的な事情のもとにおいては、本件懲戒請求に対する反論を公にする方法として相当なものであったと認められる。**」

→原審では、全文を引用する必要はないと判示していた。

知財高裁判旨 4

■ 権利濫用の成否

④権利濫用の成否

「・・・Xが本件懲戒請求書に関して有する、公衆送信権により保護されるべき財産的利益、公表権により保護されるべき人格的利益は、もともとそれほど大きなものとはいえない上、X自身の行動により、相当程度減少していたこと、・・・本件記事1を作成、公表し、本件リンクを張ることについて、その目的は正当であったこと、・・・本件リンクによる引用の態様は、本件事案における個別的な事情のもとにおいては、本件懲戒請求に対する反論を公にする方法として相当なものであったことを総合考慮すると、**XのY1に対する公衆送信権及び公表権に基づく権利行使は、権利濫用に当たり、許されないものと認めるのが相当である。**」

権利濫用

■ 条文

民法1条

1項 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2項 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3項 権利の濫用は、これを許さない。

権利濫用

■ 権利濫用の成否に関する参考事例

【肯定例】

- ① やっぱりブスが好き事件 [東京地判平成8年2月23日](#)
- ② キューピー事件 [東京地判平成11年11月17日](#)
- ③ 写真で見る首里城事件 [那覇地判平成20年9月24日](#)

【否定例】

- ① 音楽教室事件 [知財高判令和3年3月18日](#)
など多数

参考裁判例

■ 権利濫用の抗弁を採用した裁判例 1

➤ やっぱりブスが好き事件（東京地判平成8年2月23日判タ905号222頁）

【事案】

漫画家である原告は、Y2が編集し、Y1が発行するコミック誌に掲載する原画合計二四枚を作成し、Y2に引き渡した。右原画の登場人物は皇族を思わせるものであり、セリフ等にも皇室に対し使われることの多い敬語が使用されていたため、Y2の編集長は右原画の絵柄、セリフ、書文字の合計七五か所に、加筆、削除、変更するなどの改変を加えたうえ、右改変した原画を利用して、コミック誌に掲載して出版した。

Xは、Yらに対し、本件原画に改変を加えたことはXの著作権（複製権）及び著作者人格権（同一性保持権）の侵害等を損害賠償及び謝罪広告を求めた事案

【判旨】

「自ら事前に二回にわたり、皇族の似顔絵や皇族を連想させるセリフ等の表現を用いないことを合意しておきながら、締切を大幅に経過し、製版業者への原画持込期限のさし迫った八月三〇日の夕刻になって、ようやく本件原画を渡し、長時間にわたる修正の要求、説得を拒否し、Y2の編集長を他に取りうる手段がない状態に追い込んだ原告が、このように重大な自己の懈怠、背信行為を棚に上げて、Y2の編集長がやむを得ず行った本件原画の改変及び改変後の掲載をとらえて、著作権及び著作者人格権の侵害等の理由で本件請求をすることは、権利の濫用であって許されないものといわざるをえない。」

参考裁判例

■ 権利濫用の抗弁を採用した裁判例 2

➤ キューピー事件（東京地判平成11年11月17日判タ1019号255頁）

【事案】

原告が、(1)キューピー人形について著作権を有するので、被告によるキューピーの図柄等の複製行為等が著作権（複製権、翻案権）の侵害に当たる旨、及び(2)「キューピー」との商品等表示が原告の著名な商品等表示に当たり、被告による右使用行為が不正競争を構成する旨を主張して、被告に対し、右各行為の差止め、損害賠償及び不当利得返還を求めた事案

【判旨】

「・・・原告は、一方において、本件著作権を平成一〇年五月一日に譲り受けたと主張しているにもかかわらず、①正当な権原を取得したとする時期よりはるか前である昭和五四年ころから、キューピーの図柄等のデザイン制作、及びキューピーに関する商品の販売等を行い、自らが本件著作権の侵害となる行為をして、利益を得ていたこと、②自らが主催するキューピーに関する団体の活動においても、ローズ・オニールが作成したキューピーの複製品（原告の主張を前提とする。）を製造、販売したこと、③さらに、キューピーに関する原告の商品には原告が著作権を有するかのような表示を付したりしていたこと、④原告は、自己デザインしたキューピーに関する商品を販売していた取引相手に対して、キューピー商品一般（原告の制作したキューピー商品以外のもの）について、使用許諾料の請求をするなどしている等の事実を照らすならば、**自らが本件著作権の侵害行為を行って利益を得ていた原告が、本訴において、被告に対し、本件著作権を侵害したと主張して、差止め及び損害賠償を請求することは、権利の濫用に該当すると解するのが相当である。**したがって、この点からも、原告の請求は失当である。」

参考裁判例

■ 権利濫用の抗弁を採用した裁判例 3

➤ 写真で見る首里城事件（那覇地判平成20年9月24日判時2042号95頁）

【事案】

被告会社の元取締役であり、写真家である原告が、被告会社らに対し、原告が撮影した各写真を被告らが無断で複製して写真集「写真で見る首里城（第4版）」に掲載しているのは原告の複製権を侵害し、また原告の氏名を表示せずに本件写真集を複製及び販売しているのは原告の氏名表示権を侵害する不法行為である等と主張して、本件各原写真の複製権等に基づいて、本件写真集の複製及び販売の差止め、使用料相当額の損害の賠償等を請求した事案

【判旨】

「本件において著作権等の侵害となる写真は受注先である被告会社の元従業員たる原告が撮影した1点のみで（しかも、原告が本件の訴えを提起するまで、・・・被告会社は本件原写真18を、原告が職務上撮影したものと誤解していた。）、・・・原告に生じる損害の金額は極少額である一方、同請求を認めるときは、被告らにおいて、既に多額の資本を投下して発行済みの本件写真集を販売等することができなくなるという重大な不利益が生じることになる。

・・・本件原写真18は、本件写真集の最終頁である沖縄県内の他の世界遺産を紹介する頁に掲載された、9点の写真のうち1つにすぎず、その掲載部分の大きさは縦4cm、横5cm程度と頁全体の大きさに比して極小さく、本件写真集の全体がB5版95頁、掲載した写真の点数延べ177点（イラスト等3点を含む。）であるのに比して、極小さい割合を占めているにすぎないものである。

加えて、本件写真集に本件原写真18が掲載されたのは、単に本件第3版の内容を維持したからにすぎず、本件第3版の制作には原告も担当者として深く関与していたものである。

また、・・・本件第3版には当初座喜味城跡の航空写真を使用する予定であったところ、当時本件第3版の制作作業を担当していた原告が、被告財団の担当者と協議しながら、掲載する写真を本件原写真18にしたものであって、原告は、本件第3版の制作当時ないし退職前の時点において、本件第3版以降の写真集「写真で見る首里城」の改訂版にも引き続き本件原写真18が掲載されることを意欲していたとも推認することができるものである。

そうすると、本件初版、本件第2版及び本件第3版がいずれも増刷されておらず（弁論の全趣旨）、本件写真集がさらに出版される可能性が小さいことも併せ考えれば、原告の被告らに対する前記差止め請求は、権利の濫用であって許されないというべきである。」

議論したい論点

1. 知財高裁判決の結論には賛成ですか？反対ですか？
2. 本判決が、懲戒請求書に著作物性を認めたことについてどう考えますか？
財産的価値があまり高いと思われない表現物に広げて考えていただいても結構です。（例）
内容証明、ブログ、ツイート、素人がスマホで撮影した写真、契約書、社内文書、特許明細書等
3. 本件では、懲戒請求書が未公表の著作物であるとして、引用の抗弁が否定されましたが、引用が成立すると解する余地はありませんか？（権利濫用の抗弁以外では、被告が勝訴するのは難しい事案か）
4. 原審は、公衆送信権侵害について権利濫用を認めませんでしたでしたが、知財高裁は、公衆送信権侵害についても権利濫用を認めました。著作権侵害や著作者人格権侵害が成立するとしながら、権利濫用として原告の請求を認めなかったことについて、どのように考えますか？
また、権利濫用の判断にあたって、考慮すべき要素について、別途考慮すべき要素は考えられますか？
5. 原審判決後、Xはライブドアブログの担当者とメールでやり取りして、本件記事1はプロバイダ（LINE）により削除されています。
原審はLINEに削除を命じたのではなく、原審が確定したわけでもないにもかかわらず、利用者のコンテンツを削除することについてどのように考えますか？

頂いたご質問から

- A) 争点1 - 4 本件リンクによる引用の態様の相当性について
裁判所は、記事に直接記載する方法ではなく、
リンクを張る方法をとっていたことを理由に、
「必要な限りで開示されるような方策をとっている」と述べていますが、
二つの方法の間に意味のある差はあるのでしょうか。
- B) 裁判所は、公衆送信権により保護されるべき財産的利益は、
もともとそれほど大きなものとはいえない上、
原告自らの行動により、相当程度減少していたと判断していますが、
ここで**「財産的利益」として想定されているものは何でしょうか。**
また、その財産的利益は、新聞社への情報提供やニュースサイトへの掲載などにより**本当に減少するので**
しょうか。

END